

就労要件確認票

※就労要件で申請の保護者1名につき1枚提出

氏名 (父・母)

No. 1～12の対象項目について、記載内容を理解した上で該当する網掛け部分にチェック及び記入し、署名してください。

No	対象	確認事項	職員使用
1	全員	右上の証明日が申込み日より過去2か月以内の日付となっていますか？ ⇒ ☐ はい ⇒ ☐ いいえ → 再度取得したものをご提出ください。	☐ ☐
2	会社勤めの方	右上の担当者名は保護者本人、家族または親族以外となっていますか？ ⇒ ☐ はい ⇒ ☐ いいえ → 個人事業主の方と同様の書類が必要です。就労状況申告書【書式⑤】、自営証明、収入証明を追加でご用意ください。 または家族、親族以外の従業員の方に記入してもらい、提出してください。	☐ ☐
3	全員	入園（入所）後、現在と同じ会社（自営）で勤務しますか？※申込日から入園（入所）月内に転職の可能性がある場合は「いいえ」を選択してください。 ⇒ ☐ はい → 入園（入所）前に転職する場合は、退職日と就労開始日を一か月間空けずに、現在の雇用内容と同等または、それ以上の就労を要します。満たせなかった場合は、転職後の内容での審査となります。 なお、入所月中に転職する場合は入所月の末日までに現在の雇用内容と同等または、それ以上の就労を要します。 一か月以内に転職できない場合や現在の雇用内容が短くなる場合は、内定取消となります。 ⇒ ☐ いいえ → 転職する場合は、退職日と就労開始日を一か月間空けずに、現在の雇用内容と同等または、それ以上の就労をすることができず。 ※ 復職に伴い転職する場合は入園（入所）月中に現在の雇用内容以上の就労が必須となり、できない場合は内定取消となります。 ⇒ ☐ はい → 転職が決まった場合は、必要なお手続き（「西東京市保育施設入園のご案内【第4章】」参照）をお願いします。 提出された書類から確認できなかった場合は、いかなる理由があつたとしても、内定を取り消します。 （入園（入所）後に判明した場合は、その月中で退園（退所）となります）。 ⇒ ☐ いいえ → 退職日と就労開始日が一か月以上空く場合、「求職中」の扱いとなります。また、一か月以内に転職した場合でも、現在の雇用内容が短くなる場合は、転職後の内容での審査となります。 ⇒ ☐ 不明 → 判明した時点で速やかにご提出ください。なお、ご提出いただいた書類の内容に応じて、審査の内容が変わる場合もございます。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
4	全員	入園（入所）後、今回提出する書類に記載された雇用（就労）内容（勤務日数・時間数）通りまたは、それ以上の就労をすることができますか？ ※雇用契約上の勤務日数・時間数を変更せずに育児短時間勤務を取得する場合は、「はい」を選択してください。 ⇒ ☐ はい → 入園（入所）後、証明書を求めた際に、できていなかった場合は、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園となります。 ※「西東京市保育施設入園のご案内」P12に「入所（内定）取り消しとなる場合の例がありますので、必ずお読みください。」 ※ 入園（入所）後、勤務時間が就労証明書に記載されている契約時間より増える予定があれば、就労証明書の備考欄に記入してもらうようにしてください。変更予定の内容で審査可能ですが、調整指数8（-5点）が適用されます。 ⇒ ☐ いいえ → 確実に就労できる日数・時間数を申告してください（会社にも要確認）。 ※雇用契約日数・時間数を変更せず短時間勤務取得の場合は「はい」を選択 ⇒ ☐ はい → 記載がない場合は「求職中」の扱いとなります。 ⇒ ☐ いいえ → 日数：月 日、または週 日、時間数：月 時間、または1日 時間（うち休憩時間 分） ※入園（入所）後、証明書を求めた際に、上記の通りまたは、それ以上の条件ではなかった場合、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園（退所）となります。	☐ ☐ ☐
5	全員	入園（入所）後、育児短時間勤務を取得する予定がありますか？ ⇒ ☐ はい → 育児短時間勤務の内容は「1日の勤務時間が6時間以上（休憩1時間含む）かつ勤務日数の変更なし」となりますか？ ※ 就労証明書の「6. 就労時間」に育児短時間勤務取得前の雇用契約通りの勤務日数・時間数の記載があるか確認してください。 ⇒ ☐ はい → 時短勤務取得に伴う基準指数への減算はありません。なお、復職後は上記の内容で復職が必要です。 ⇒ ☐ いいえ → 復職後の時短勤務の内容（予定）を記載してください。 → 1日 時間（うち休憩時間 分） 記載された内容での審査となります。 週の勤務日数： 日 ⇒ ☐ いいえ → 入園（入所）後に時短勤務を取得する場合で以下の①～③すべてを満たす場合は、基準指数の減算はありません。 満たさない場合は短縮後の勤務時間から指数を算出とします。 ①就業規則で規定されている、②6時間以上（休憩1時間含む）、③勤務日数の減少がない	☐ ☐ ☐ ☐
6	全員	就労証明書の項目7番「直近3か月の就労実績」及び、就労状況申告書の「事業実績」について、すべての月に実績が記載されていますか？ ⇒ ☐ はい → 就労開始後1か月未満で見込みが記載されている場合、後日改めて1か月分の給与明細を提出してください。 ⇒ ☐ いいえ → 前職はありますか？ ⇒ ☐ はい → 採用年月日から遡り、切れ目なく（1か月以内）に転職をしていた場合は、前職の給与明細の写しもしくは、就労証明書を提出してください。（未提出の場合、調整指数7の適用がなくなります。） 既に転職後の実績がある場合、不足している実績分のみで構いません。 なお、1か月以上、期間が開いている場合は、提出は不要です。 ⇒ ☐ いいえ → 就労開始前（予定）や実績不足の場合は調整指数8（-5点）を適用。 勤務実績が1か月未満の場合は調整指数9（-2点）の指数点を反映します。	☐ ☐ ☐ ☐

[illegible]